

鳥栖市中央公園再整備における民間活力導入に向けたサウンディング型 市場調査実施要領

1 調査の目的

中央公園は、中心市街地に立地していることからイベント会場として活用されるなど、多くの人が訪れる鳥栖市の賑わい拠点の一つです。

鳥栖市では、現在、同公園の公園施設が老朽化しているため、公園全体の再整備の検討を行っており、その整備に当たっては公園の一部もしくは全体において民間活力の導入を考えています。

本事業の実施に当たっては、その事業内容について民間事業者の皆様が有する柔軟なアイデアを取り入れることが重要だと考えており、魅力ある公園整備を行うためサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

2 対象公園の概要

公園の名称	中央公園
所 在 地	鳥栖市大正町824番1
公園種別	都市公園（近隣公園）
供用面積	14,268 m ² （うち池面積：約4,930 m ² ）
供用開始	昭和39年4月1日
公園施設	池、トイレ、東屋、照明灯、池柵、遊具（滑り台1基、ジャングルジム1基、ブランコ1基、砂場）

3 位置図



4 スケジュール

項目	日程
実施要領の配布及び市ホームページへの掲載	令和8年2月18日（水）～27日（金）
質問の受付	令和8年2月18日（水）～27日（金） 17時必着
サウンディング参加申込受付	令和8年2月18日（水）～3月6日（金） 17時必着
提案書の受付	令和8年2月18日（水）～同年3月31日（火） 17時必着
個別対話の実施	令和8年4月1日（水）～10日（金） ※個別に日時を調整します。
調査結果の概要公表	令和8年4月中旬

5 サウンディングの対象者

サウンディングの対象者は、中央公園の魅力向上に向けた提案を有する法人又は法人のグループ（以下「法人等」といいます。）です。

ただし、対象者は、次のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対する資金等の提供、便宜の供与その他直接的又は積極的な暴力団の維持運営への協力又は関与を行う者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) (1)～(8)に掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体

6 サウンディングの内容及び申込

- (1) サウンディングの項目

「中央公園」事業概要書（※別添）の内容を踏まえた、事業スキーム、事業アイデア、参画する際の条件など

- (2) 質問の受付（希望者のみ）

サウンディングに関する質問がある場合は、「質問書」（別紙1）に必要事項を記入し、「9 問合せ及び提出先」に提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、件名を「質問書提出」としてください。質問への回答は、法人等の名称を除き、質問内容とともに鳥栖市ホームページで随時公表します。

【受付期間】 令和8年2月18日（水）～27日（金）17時まで

(3) サウンディングへの参加申込

サウンディングへの参加を希望される場合は、「エントリーシート」（別紙2）に必要事項を記入し、「9 問合せ及び提出先」に提出してください。なお、電子メールで申し込む場合は、件名を「参加申込提出」としてください。送付後、必ず電話連絡にて到着の確認をしてください。

【受付期間】 令和8年2月18日（水）～3月6日（金）17時必着

(4) 提案書の提出

サウンディングへの参加を希望される場合は、「提案書」（別紙3）に必要事項を記入し、「9 問合せ及び提出先」に提出してください。なお、電子メールで申し込む場合は、件名を「提案書提出」としてください。送付後、電話連絡にて到着の確認をしてください。

【受付期間】 令和8年2月18日（水）～令和8年3月31日（火）

17時必着

(5) 個別対話の実施

「提案書」の受理後、幅広く意見交換を行う場として、サウンディングの項目について個別対話を行います。実施日時については、直接、ご担当者様と調整させていただきます。

【実施期間】 令和8年4月1日（水）～4月10日（金）（土・日を除く。）
個別に日時の調整をします。

【所要時間】 1時間程度

【場 所】 鳥栖市役所

【実施方法】 原則として対面での実施をお願いします。

対面での参加が難しい場合はWEBで行うことも可能です。

7 サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、鳥栖市ホームページで概要の公表を予定しています。ただし、法人等の名称は公表しません。また、民間事業者のアイデア及びノウハウ保護に配慮し、公表にあたっては、サウンディングを実施した法人等へ事前に公表内容の確認を行います。

【公表時期】 令和8年4月中旬予定

8 留意事項

(1) サウンディングに関する費用

サウンディングへの参加に関する費用（書類作成、個別対話等への費用等）については、参加する法人等の負担とします。

(2) 参加する法人等の扱い

本事業に関する事業者公募を後日実施する場合、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。なお、本事業への公募条件等を検討・決定する際の参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

(3) 追加対話への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加で対話（文書照会を含む。）を実施させていただことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

9 問合せ及び提出先

(1) 問合せ

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 九州支社総合計画部

電話：092-411-6248

担当：出口 陽菜子：deguchi-h@oriconsul.com

古賀 健太：koga-k@oriconsul.com

(2) 提出先

① メールの場合 deguchi-h@oriconsul.com（オリエンタルコンサルタンツ 出口）

※CCに下記アドレスの追加をお願いします。

koga-k@oriconsul.com（オリエンタルコンサルタンツ 古賀）

② 郵送の場合 〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル

（株）オリエンタルコンサルタンツ九州支社 総合計画部

③ FAX の場合 092-411-3086

10 担当部署

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118

鳥栖市 建設部 都市整備課 公園緑地係

電話：0942-85-3603

FAX：0942-85-2114

E-mail：toshi@city.tosu.lg.jp